

令和5年6月5日

令和4年度鈴鹿市一般会計繰越明許費について

令和4年度鈴鹿市水道事業会計予算の繰越しについて

令和4年度鈴鹿市下水道事業会計予算の繰越しについて

放棄した市の債権の報告について

専決処分の報告について

報 告 目 次

報告第 10 号	令和 4 年度鈴鹿市一般会計繰越明許費について……………	1
報告第 11 号	令和 4 年度鈴鹿市水道事業会計予算の繰越しについて……………	7
報告第 12 号	令和 4 年度鈴鹿市下水道事業会計予算の繰越しについて……………	11
報告第 13 号	放棄した市の債権の報告について……………	15
報告第 14 号	専決処分の報告について……………	19
報告第 15 号	専決処分の報告について……………	23
報告第 16 号	専決処分の報告について……………	27

報告第10号

令和4年度鈴鹿市一般会計繰越明許費について

令和4年度鈴鹿市一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年6月5日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

令和4年度 鈴鹿市一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
			円	円
民生費	児童福祉費	私立保育所等施設整備費事業	235,905,000	235,905,000
衛生費	保健衛生費	出産・子育て経済支援事業	139,776,000	49,050,000
		新型コロナウイルスワクチン接種事業	120,000,000	120,000,000
		新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	40,000,000	40,000,000
	清掃費	天名地区公共施設一体整備事業	20,400,000	13,300,000
労働費	労働費	労働福祉会館維持修繕事業	3,000,000	3,000,000
農林水産業費	農業費	物価高騰対策農業者支援事業	67,400,000	67,397,425
		県営事業負担金	69,692,000	60,498,652
		農村地域防災減災事業	11,000,000	11,000,000
		農業水路等長寿命化・防災減災事業	14,800,000	14,800,000
土木費	土木管理費	地籍調査事業	404,000	404,000
		歩道整備事業	8,000,000	5,340,151
	道路橋りょう費	道路新設改良事業	70,000,000	38,508,948
		舗装事業	35,000,000	35,000,000
		地方道路整備事業	118,000,000	76,873,132
		国県道路整備関連事業	5,000,000	4,648,200
		橋りょう新設改良事業	15,000,000	14,710,100
		橋りょう耐震・長寿命化事業	15,000,000	9,836,163
	河川費	水路新設改良事業	32,000,000	19,119,644
		河川改良事業	142,700,000	108,786,784
	都市計画費	地方道路整備事業	15,400,000	14,106,589
		公園施設長寿命化事業	35,000,000	32,732,000

繰越明許費繰越計算書

左の財源内訳						
既収入特定財源			未収入特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円
			150,576,000			85,329,000
8,175,000			32,700,000			8,175,000
			120,000,000			
			40,000,000			
						13,300,000
						3,000,000
						67,397,425
				47,300,000		13,198,652
			11,000,000			
		1,036,000	9,105,472	3,000,000		1,658,528
			303,000			101,000
			635,250	400,000		4,304,901
				16,300,000		22,208,948
			17,500,000	17,500,000		
			38,436,566	34,500,000		3,936,566
						4,648,200
						14,710,100
			1,867,450	1,600,000		6,368,713
						19,119,644
			21,700,000	39,000,000		48,086,784
						14,106,589
			16,366,000	14,700,000		1,666,000

	住 宅 費	市営住宅維持修繕事業	5,500,000	3,700,000
消 防 費	消 防 費	排水機場等施設整備事業	10,000,000	5,783,780
教 育 費	小 学 校 費	小学校施設維持修繕事業	5,000,000	5,000,000

						3,700,000
						5,783,780
						5,000,000

報告第 1 1 号

令和 4 年度鈴鹿市水道事業会計予算の繰越しについて

令和 4 年度鈴鹿市水道事業会計予算の繰越しについて、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 3 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 5 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

令和 4 年 度 鈴 鹿 市 水 道 事 業

地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 第 1 項 の 規 定

款	項	事 業 名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
			円	円	円
資 本 的 支 出	建設改良費	配水管布設事業	318,293,172	162,041,387	155,764,000
		水道施設整備事業	1,496,278,828	884,210,412	608,356,000
		配水施設改良事業	53,940,000	7,084,543	30,056,000

会 計 予 算 繰 越 計 算 書

に よ る 建 設 改 良 費 の 繰 越 額

左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
工事収入等	企業債	損益勘定 留保資金			
円	円	円	円	円	
155,764,000			487,785		移設申請者との工程調整等のため
		608,356,000	3,712,416		関連する別途工事及び 移設申請者との工程調整等のため
		30,056,000	16,799,457		移設申請者との工程調整等のため

報告第12号

令和4年度鈴鹿市下水道事業会計予算の繰越しについて

令和4年度鈴鹿市下水道事業会計予算の繰越しについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年6月5日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

令和 4 年 度 鈴 鹿 市 下 水 道 事

地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 第 1 項 の 規 定

款	項	事 業 名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
			円	円	円
公共下水道事業	建設改良費	汚 水 整 備 事 業	1,878,932,000	957,477,811	908,500,000
		雨 水 整 備 事 業	840,808,000	41,562,045	780,600,000

業 会 計 予 算 繰 越 計 算 書

による建設改良費の繰越額

左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
補助金等	企業債	損益勘定 留保資金			
円	円	円	円	円	
304,250,000	483,100,000	121,150,000	12,954,189		関係機関との協議等に 日数を要したため
323,500,000	403,100,000	54,000,000	18,645,955		関係機関との協議等に 日数を要したため

報告第13号

放棄した市の債権の報告について

鈴鹿市債権管理条例（平成25年鈴鹿市条例第31号）第14条第1項の規定により別紙のとおり市の債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月5日提出

鈴鹿市長 末松 則子

放棄した市の債権一覧

債権の名称	債権所管部署名	発生年度
鈴鹿市応急診療所診療費	健康福祉部地域医療推進課	平成30年度
水道管破損修繕費	上下水道局経営企画課	令和元年度
水道料金	上下水道局営業課	平成29年度から令和元年度まで
合 計		

件数	金額	放棄した事由（根拠）及び件数
5 件	37,930円	消滅時効（条例第14条第1項第1号）5 件
1 件	56,642円	消滅時効（条例第14条第1項第1号）1 件
476 件	3,593,288円	消滅時効（条例第14条第1項第1号）476 件
482 件	3,687,860円	消滅時効（条例第14条第1項第1号）482 件

報告第14号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月5日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

專 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年5月15日

鈴鹿市長 末松 則子

法律上市の義務に属する損害賠償について、次のとおりその額を決定し、及び和解するものとする。

1 損害賠償の額

12,045円

2 和解の相手方

[REDACTED]

[REDACTED]

3 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和５年４月３０日、桜島町七丁目地内の市道末広東稲生線において、相手方がその所有する車両を運転中、当該市道の破損した道路鋸を踏んだことにより、当該車両の左側前輪を損傷したもの

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月5日提出

鈴鹿市長 末松 則子

専決処分事項

市営住宅の滞納家賃等の支払及び明渡しの請求に係る訴えの提起

専 決 処 分 書

市営住宅の滞納家賃等の支払及び明渡しの請求に係る訴えの提起について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和５年５月１５日

鈴鹿市長 末 松 則 子

1 被告となるべき者

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

2 請求の趣旨

- (１) 被告は、原告に対し、物件目録記載の建物を明け渡せ。
 - (２) 被告は、原告に対し、金１，３０１，１６０円並びに①令和４年１２月２９日から本判決言渡日まで１か月金３６，５００円の割合による金員，②本判決言渡日の翌日から本判決確定の日まで１か月金３９，７００円の割合による金員及び③本判決確定の日の翌日から本件建物明渡済みまで１か月金７９，４００円の割合による金員を支払え。
 - (３) 訴訟費用は、被告の負担とする。
- との判決及び仮執行宣言を求める。

3 物件目録

[REDACTED]
[REDACTED]

4 訴訟遂行の方針

次の者を訴訟代理人と定める。

四日市市浜田町6番11号 サムティ四日市ビル7階
みなと総合法律事務所

弁護士 杉岡 治

弁護士 森川 仁

7

報告第16号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月5日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

鈴鹿市災害派遣手当の支給に関する条例の一部改正

専 決 処 分 書

鈴鹿市災害派遣手当の支給に関する条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年5月23日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

（ 別 紙 ）

理 由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、必然的に改正を要する規定整備を行うため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

鈴鹿市条例第 17 号

鈴鹿市災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市災害派遣手当の支給に関する条例（平成 18 年鈴鹿市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（趣旨） 第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 32 条第 1 項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 154 条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）<u>第 26 条の 8</u>において準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）第 56 条第 1 項に規定する派遣された職員の災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。以下同じ。）の支給に関し、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 19 条（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（	（趣旨） 第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 32 条第 1 項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 154 条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）<u>第 44 条</u>において準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）第 56 条第 1 項に規定する派遣された職員の災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。以下同じ。）の支給に関し、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 19 条（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（

平成16年政令第275号) 第38条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成25年政令第122号) 第10条の規定によりその例によることとされる場合を含む。) 及び大規模災害からの復興に関する法律施行令(平成25年政令第237号) 第43条の規定により必要な事項を定めるものとする。	平成16年政令第275号) 第38条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成25年政令第122号) 第10条の規定によりその例によることとされる場合を含む。) 及び大規模災害からの復興に関する法律施行令(平成25年政令第237号) 第43条の規定により必要な事項を定めるものとする。
--	--

附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律(令和5年法律第14号) 附則第1条本文に規定する政令で定める日から施行する。